

議案第 30 号

羽生市印鑑条例の一部を改正する条例

羽生市印鑑条例（昭和 50 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（印鑑登録証明書の申請）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備で、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに</p>	<p style="text-align: center;">（印鑑登録証明書の申請）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

限る。)を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明